（削る）			
（略）	（略）	（略）	（略）
漁村活性化対策整備費補助金			
（削る）			
（略）	（略）	（略）	（略）
農地災害復旧事業費補助			
海岸保全施設等災害復旧事業費補助			
（略）	（略）	（略）	（略）
二			
（略）	（略）	（略）	（略）
三			
食品安全・消費者信頼確保対策推進交付金（実験実用化に係るものに限る。）	（略）	（略）	（略）
農林水産業環境負荷低減技術開発推進交付金（実験実用化に係るものに限る。）	（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）	（略）

水産業振興対策地方公共団体整備費補助金			
（略）	（略）	（略）	（略）
漁村活性化対策地方公共団体整備費補助金			
漁村活性化対策地方公共団体事業費補助金			
（略）	（略）	（略）	（略）
農地災害復旧事業費補助			
（新設）			
（略）	（略）	（略）	（略）
二			
（略）	（略）	（略）	（略）
三			
食料安全保障確立対策推進交付金（実験実用化に係るものに限る。）	（略）	（略）	（略）
農林水産業環境政策技術開発推進交付金（実験実用化に係るものに限る。）	（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）	（略）

附　則

（施行期日）

1　この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2　この省令による改正後の農林畜水産業関係補助金等交付規則別表の規定は、令和八年度予算に係る補助金等により取得され、又は効用の増加した財産から適用し、令和七年度以前の予算に係る補助金等により取得され、又は効用の増加した財産については、なお従前の例による。

○経済産業省令第四十三号

民事訴訟法等の一部を改正する法律（令和四年法律第四十八号）の施行に伴い、並びに関係法令の規定に基づき、及び関係法令を実施するため、特許法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年四月三十日

経済産業大臣　赤澤　亮正

特許法施行規則等の一部を改正する省令

（特許法施行規則の一部改正）

第一条　特許法施行規則（昭和三十五年通商産業省令第十号）の一部を次のように改正する。

次の表のように改める。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
目次	目次
第一章～第八章　（略）	第一章～第八章　（略）
第九章　審判及び再審	第九章　審判及び再審
第一節　（略）	第一節　（略）
第二節　口頭審理（第五十一条―第五十六条の二）	第二節　口頭審理（第五十一条―第五十六条）